

# || 直言 ||

## 新総合型農協運動と 協同組合基本法の制定運動を

ドイツからの申請に基づき国連教育科学文化機関（ユネスコ）は2016年11月、「協同組合の中で利益を分かち合う組織づくりの理念と実践」を「無形文化遺産」に登録しました。この登録は、人類にとって協同組合運動の理念と実践が未来に向けて大切な価値である点を高く評価したものです。

I C A（国際協同組合同盟）は、毎年7月の第1土曜日を中心に世界的に国際協同組合デーを開催、今年の共通テーマは、「包摂」、スローガンは「協同組合はだれも取り残されない社会を実現します」です。この共通テーマは2015年の第70回国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」を踏まえたものです。「2030アジェンダ」では、実施手段とグローバル・パートナーシップの中で「我々は、小企業から協同組合、多国籍企業までを包含する民間セクターの多様性を認めます。我々は、こうした民間セクターに対し、持続可能な開発における課題解決のための創造性とイノベーションを発揮することを求めます」と明示しています。

わが国では、「多様な営農類型をネットワーク化できる農業づくり」と「暮らしを豊かにする生活の助け合いづくり」、「地域社会開発事業づくり」の3つを大切にす新総合型農協運動が重要です。

社会を構成する人びと（市民、労働者、農林漁業者、中小企業者）が弱肉強食の市場経済で、その弱さ、不公正さを克服するために、人びとが協同組合を設立・出資し、運営に参加し、さらに事業利用結集という「人びとの三位一体の結合体」に協同組合セクターの本質があります。一方、営利企業セクターの本質は、資本投下から最大限の利潤追求が目的で、利潤追求が実現できなければ撤退せざるを得ない「資本の結合体」です。

地球規模でみると、巨大な金融資本をはじめ営利企業セクターが最大限の利潤追求を目指して投資を拡大し、国家もそれを制御する力を弱め、その歪みは経済的社会的格差・貧困問題や地域紛争問題、地球の温暖化といった環境破壊問題が深刻化し、その克服が人類的な課題となっています。

地域社会の中で農業の持続可能な発展を担っている主流は多様な家族農業であり、弱肉強食の市場経済でその弱さ、不公正さを克服するために協同組合としての農協の事業活動に結集して、自らの多様な家族農業の持続的発展を通じて地域社会の基盤維持という社会的使命を発揮しています。このため国連は、2012年を「国際協同組合同年」、2014年を「国

東京農業大学名誉教授  
白石正彦  
(本センター理事)



際家族農業年」に制定しました。

このような協同組合としての日本の農協運動は、戦前の産業組合法に基づく信用・購買・販売・利用事業という総合型協同組合、戦時下の統制団体である農業会を経て、戦後は新憲法や農地改革等で大きく変化した農業農村構造に対応して、農協法に基づく信用・購買・販売・利用事業に加え、共済、営農生活指導事業という総合型協同組合として生まれ変わり、その後、地域住民や農業者から非農業者になった人びとも准組合員として包摂し、ガバナンス面は農業者である正組合員という枠組みで、農業と暮らしと地域社会づくりに貢献してきました。

しかし、日本政府の官邸主導による規制改革会議（その後継組織の規制改革推進会議）をテコとして、2014年5月以降は(a)農協の准組合員規制や信用事業分離の選択、あるいは(b)全中廃止（一般社団法人化）と全国監査機構の外出しをするのかの選択を迫るという分断攻撃を加え、2015年8月には農協法の改正では(b)を盛り込み、さらにその後も(a)の導入を意図して農協介入政策を継続しています。このような政策介入は時代錯誤であり、自ら所属する単位JAやJA連合組織の組合員と役職員がじっくり「現場目線」で批判的に熟議し、練り上げた独創的なアイデアと実践方策をつくり、さらに協同組合人として誇りをもって実践するステップアップ運動の加速が大きな戦略的な課題です。

具体的には、①協同組合としての根幹を支える農協の教育文化事業活動においては、官邸主導の介入政策への批判的目線での論議と協同組合人らしい自助・連帯意識の自覚、気づきが最優先される必要があります。②ガバナンスの面では、准組合員と正組合員の実態調査に基づいて、准組合員の意思反映の新たな仕組みづくり（准組合員総代会などを含む）が先行して取り組まれる必要があります。③次世代につなぐ協同組合像は、新総合型農協として、事業面では営農面、生活面、地域開発面（信用・共済は3分野を包含）を結びつき強化の中心軸として、論議される必要があります。さらに、④2012年国際組合年に全国実行委員会が『協同組合憲章〔草案〕がめざすもの』をまとめましたが、これを踏まえてJA都道府県中央会とJA全国中央会は、農協・生協・漁協・森林組合・全労済・ワーカーズコープ・労働金庫・中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合等の連携と発展を支援する「協同組合基本法」の制定運動に本格的に着手する必要があります。

以上のような協同組合運動の本質的論議を最優先すべきであり、協同組合の本質・基本を軽視したJAの経営改革先行論議はJAの変質を加速させるものと警戒すべきです。